

## 富士見市市民活動保険 Q & A

### 子ども会

	質問	回答
1	子ども会で資源回収を行っている際、回収物が回収していた人に直撃、腕を骨折してしまいましたが、対象となりますか。	対象となります。
2	子ども会のハイキングで川遊びをしていた際、参加者の子どもが足を滑らせて転倒し、ケガをしましたが対象となりますか。	対象となりません。 市民活動を行う方が対象で、イベント等への来場者、参加者の事故は対象としていません。
3	地域の子ども見守り活動で移動中の事故は保険の対象となりますか。	対象となります。 移動を伴う活動であっても、団体が定めた開始地点から終了地点の範囲内の事故であれば保険の対象となります。

### 交通・防犯・防災

	質問	回答
1	近所で火災があり、消火活動をした際にやけどをしてしまいました。この場合は対象になりますか。また、鎮火後の後片付けでケガをした場合は対象となりますか。	対象となりません。 災害時における消火活動、救助活動など、危険度の大きい活動は対象外です。
2	他県で地震が起こり、ボランティアとして避難所での炊き出しをしていた際、やけどをしてしまいました。対象となりますか。	対象となります。 避難所運営や炊き出し等の復旧ボランティアは対象です。 また、市内団体であれば、他県での活動も対象となります。ただし、危険度の大きい活動は対象外です。
3	〇〇町会で、子ども達の登下校見守り活動を行っていますが対象となりますか。	対象となります。
4	富士見市のパトロールカーで、地域のパトロール活動を行っています。以下の事例は対象となりますか。 ①自分が運転、事故を起こし自分がけがをした場合 ②自分が運転、事故を起こし同乗者がけがをして賠償責任を問われた場合 ③自分が運転、事故を起こし歩行者がけがをして賠償責任を問われた場合	①②③とも、自動車保険が適用される部分については対象となりません。市で契約している公用車に対する自動車保険での対応となります。